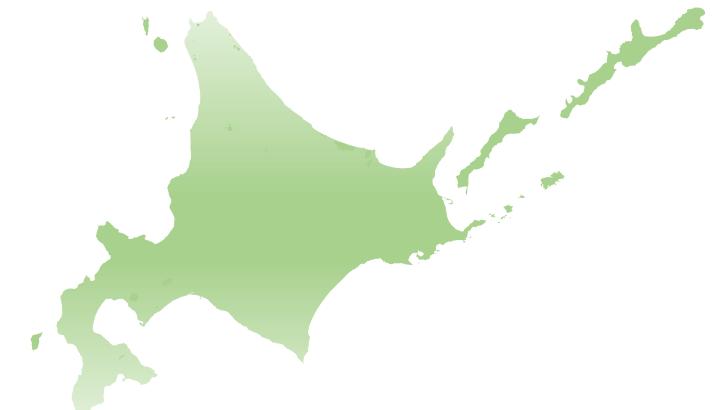




薬局向け

感染症法に基づく 「医療措置協定」について



はじめに

- 病院・診療所・薬局・訪問看護事業所（以下、「医療機関等」）の皆様には、この間、本道の保健医療福祉行政、とりわけ、新型コロナウイルス感染症対策の推進に、深い御理解と多大なる御協力を頂き、深く感謝を申し上げます。
- さて、国では、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「改正感染症法」という。）」を改正し、これまでの新型コロナに係る取組を踏まえつつ、次の感染症危機に備えていくため、都道府県等の自治体や医療機関等と連携し、様々な取組を進めていくこととしております。
- これにより、都道府県では、改正感染症法の下、新興感染症等の次の感染症危機に備えるため、「感染症予防計画（以下、「予防計画」という。）」を策定するとともに、医療機関等と「①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察など、医療の確保等に関する協定（以下、「医療措置協定」という。）」を締結することとされました。
- つきましては、「医療措置協定」の締結に向けた協議を進めさせていただき、国が示す令和6年9月末までに協定の締結を目指したいと考えておりますので、御理解・御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、改正感染症法に基づき、次の感染症危機に備えるため、都道府県が平時に定める予防計画について

○保健・医療提供体制に関する記載事項を充実

○感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制確保の数値目標を設定

○都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者含む）への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを創設



令和4年12月9日公布、令和6年4月1日施行

【法第36条の3】

都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結するものとする。

- 1 ①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察、④後方支援、⑤医療人材派遣、のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
- 2 個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
- 3 1・2の措置に要する費用の負担の方法
- 4 医療措置協定の有効期間
- 5 医療措置協定に違反した場合の措置
- 6 1・2の措置に係る必要な準備に係る事項
- 7 医療措置協定の変更に関する事項
- 8 その他都道府県知事が必要と認める事項

国は、都道府県における協定締結の手続を、令和6（2024）年9月末までに完了することを目指している。

「感染症指定医療機関」及び「協定指定医療機関」について

既存	区分	役割
	第一種感染症指定医療機関	・主として、一類感染症患者等の入院医療を担当
	第二種感染症指定医療機関	・主として、二類、新型インフルエンザ等感染症患者等の入院医療を担当

区分	役割
第一種協定指定医療機関	・新興感染症の入院医療を担当 (感染症指定医療機関の場合は、感染症病床以外の病床で対応)
第二種協定指定医療機関	・新興感染症の発熱外来を担当 ・自宅療養者等 (高齢者施設等の入所者を含む。) に対する医療提供を担当

新設	医療措置協定		協議対象医療機関等				
	項目	措置内容	病院	有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護事業所
病床の確保	○感染症患者を入院させ、必要な医療を提供	●	●				
発熱外来の実施	○発熱等患者を診療・検査	●	●	●			
自宅療養者等に対する医療の提供・健康観察	○自宅、施設等での療養者へのオンライン・電話診療、往診、オンライン・電話での服薬指導、薬剤の配送、訪問看護 ○自宅等での療養者に対する健康観察	●	●	●	●	●	●
後方支援	○感染症から回復後に入院が必要な患者を受入 ○病床の確保を担う医療機関に代わって一般患者を受入	●	●				
人材派遣	○感染症医療担当従事者や感染症予防等業務対応関係者を派遣	●	●				

※流行初期から対応の場合⇒財政支援

■ 第一種協定指定医療機関
■ 第二種協定指定医療機関

協定締結の目的と方向性

- 新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、限られた医療資源が適切に配分されるよう、各地域で平時より、医療機能の分化、感染症発生・まん延時の役割の明確化を図るとともに、健康危機管理を担当する医師及び看護師を養成してネットワーク化しておくことや実践的な訓練をはじめとした平時からの備えを確実に行うことにより、危機時に医療機関や医師、看護師等の行動がその役割に沿って確実に実行されるよう、平時から地域における役割分担を踏まえた新興感染症に対応する医療及び新興感染症以外の通常医療の提供体制の確保を図ることとする。
- 新型コロナウイルス感染症の対応を念頭に、まずは当該対応での最大規模の体制を目指す。
- 新興感染症の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、また、感染症対策物資の取得状況などが、事前の想定とは大きく異なる場合は、国がその判断を行い、機動的に対応する。

医療措置の内容

区分	内 容
病床確保	・新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。
発熱外来	・新興感染症の疑似症患者等の診療を行う。
自宅療養者等への医療の提供	・居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し医療を提供する。
後方支援	・新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する。
医療人材派遣	・新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣する。

基本的な考え方

- 協定は双方の合意であり、また、新興感染症発生・まん延時の対応を円滑に行うためにも、都道府県と医療機関で締結する協定の内容の齟齬がないよう、十分な協議を行う（※1）。また、協定の締結に当たっては、新興感染症発生・まん延時には、その感染症の特性に合わせて、都道府県と医療機関は協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行うことも前提に（※2）、協定協議段階で可能な範囲で都道府県と医療機関とが合意した内容について締結する。

※1 都道府県と医療機関の双方の合意のもとに、協定に解除規定を設けることも可能。

※2 新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保状況などが、締結した協定の前提・内容（事前の想定）とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行い、機動的に対応する。国は、当該知見について、随時更新の上、情報提供する。国による当該判断が行われた場合は、都道府県は協定の内容の機動的な変更又は状況に応じた柔軟な対応を行うことを医療機関と協議する。

- 協定締結作業については、令和5年度中から順次実施し、令和6年9月末までに完了することを目指す。

※ 感染症法上、関係団体は協定締結の主体としていないが、協定締結の協議に当たっては、診療所や薬局が行う協議等の手続きを行う際に、医師会や薬剤師会などの関係団体が協議の窓口となり、とりまとめるといった対応も可能である。

※ 感染症法施行規則第19条の3第1項の規定により、協定の締結は、書面（電磁的記録を含む。）により行うものとしており、協定における「記名」は、直筆である必要なく、電磁的な方法による取り交わしでよいものとする。電子メール等を想定（医療機関から都道府県への返信メールに合意の旨を記すなど、都道府県と医療機関の合意が明示される方法で対応することを想定）。

履行担保措置

- 都道府県は、医療機関が、正当な理由がなく、医療措置協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、医療機関に対し、感染症法等に基づく措置（指示や勧告等）を行うことができるものとされている。

- 「正当な理由」については、感染状況や医療機関の実情に即した個別具体的の判断が必要であるが、例えば、

- (1) 医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
- (2) ウィルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりに必要となる人員が異なる場合
- (3) 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合等、

協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと都道府県が判断する。

ここでお示ししている内容の他、都道府県や医療機関からの情報が蓄積され次第、都度、協定が履行できない「正当な理由」の範囲について、不公平とならないよう、できる限り具体的に示していくこととする。

- なお、感染症法等に基づく措置（勧告・指示等）を行う前に、地域の医療機関等の関係者間での話し合いに基づく調整を行うことが重要であり、都道府県において、勧告・指示・公表の是非を判断するに当たっては、医療機関等の事情も考慮し、慎重に行うこととし、例えば、都道府県医療審議会等の関係者の会議体により、事前に（緊急時でやむを得ない場合は事後に）、勧告・指示・公表について当該会議体から意見を聴取するなど、手続きの透明性を確保する。

医療機関等に対する財政支援規定

医療機関等に対する財政支援に係る費用負担については、現行、補助・負担割合を規定しているものについては、それを前提とした上で、

- ①設備整備については、対象施設に協定締結医療機関等を追加
- ②宿泊・自宅療養者の公費負担医療及び流行初期医療確保措置（費用は公費1／2、保険者拠出金1／2という負担割合とする。）に関する負担規定を新設
- ③協定締結医療機関等が実施する措置に関する補助規定を新設する。

現 行 国 の 負 担 ・ 補 助 割 合	感染症指定 医療機関等 の設備整備 (第60条等)	入院措置（第 58条第10号等） ★	検査（第58 条第1号） ★	建物の立入 制限等の措 置（第58条 第8号等） ★	消毒等の措置 (第58条第5号 等) ★	宿泊・自宅 療養者の医 療（新設） ★	協定締結医 療機関等が 実施する措 置（新設）	流行初期医 療確保措置 (新設) ★
★印は 負担規定	1／2 (都道府県 と折半)	3／4 (都道府県 等は1/4)	1／2 (都道府県 等と折半)	1／2 (都道府県等 と折半)	1／2 (都道府県等と 一般市町村で折半 する場合(1／3))	規定なし	規定なし	規定なし
改正案 国 の 負 担 ・ 補 助 割 合	1／2 ※特定・第一 種・第二種感 染症指定医療 機関以外の協 定締結医療機 関、宿泊療養 施設、検査機 関を追加	3／4 (都道府県 等は1/4)	1／2 (都道府県 等と折半)	1／2 (都道府県等 と折半)	1／2 (都道府県等と 一般市町村が折半 する場合、1／3)	3／4 (都道府県 等は1/4)	3／4 (都道府県 等は1/4)	3／4 (都道府県 は1/4) ※ 公費の中での 負担割合

補助の対象機関の拡大

負担・補助規定の新設

※ 地方公共団体が感染拡大防止措置に係る財源を確保しやすくなるよう、地方債の特例規定の創設を含め必要な措置を検討。
 （「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」（令和4年9月2日
 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の効果的な実施）

診療報酬における感染対策向上加算等の要件の見直し

新規の施設基準の概要（主なもの）	
感染対策向上加算Ⅰ、Ⅱ	<ul style="list-style-type: none">介護保険施設等又は指定障害者支援施設等と協力が可能な体制をとっていること。第一種協定指定医療機関であること。
感染対策向上加算Ⅲ	<ul style="list-style-type: none">介護保険施設等又は指定障害者支援施設等と協力が可能な体制をとっていること。第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関（発熱外来に限る）であること。
外来感染対策向上加算	<ul style="list-style-type: none">受診歴に関わらず、発熱患者等の受け入れを行う旨を公表し、動線を分ける等の体制を有していること。第二種協定指定医療機関（発熱外来に限る）であること。
連携強化加算 (調剤基本料)	<ul style="list-style-type: none">第二種協定指定医療機関として指定を受けた保険薬局であること。情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。

〔経過措置〕 令和6年3月31日時点において現に加算の届出を行っている保険医療機関（保険薬局）は、令和6年12月31日までの間に限り、協定指定医療機関の基準を満たしているものとみなす。

⑥ 連携強化加算（調剤基本料）の見直し

第1 基本的な考え方	薬局における新興感染症発生・まん延時に対応する体制整備の観点から、第二種協定指定医療機関の指定要件等を踏まえ、連携強化加算について、要件及び評価を見直す。
第2 具体的な内容	連携強化加算について、改正感染症法の第二種協定指定医療機関の指定要件を踏まえて要件及び評価を見直すとともに、当該加算の地域支援体制加算の届出にかかる要件については求めないこととする。

改 定 案

【調剤基本料】

〔算定要件〕

注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤を行った場合は、連携強化加算として、5点を所定点数に加算する。

この場合において、注2に規定する特別調剤基本料Bを算定する保険薬局は当該加算を算定できない。また、区分番号00に掲げる特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において、別に厚生労働大臣が定める保険医療機関が医科点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及びA001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算又は区分番号A234-2に掲げる感染対策向上加算の届出を行った保険医療機関である場合においては算定できない。

現 行

【調剤基本料】

〔算定要件〕

注6 注5又は注12に該当する場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤を行った場合は、連携強化加算として、2点を更に所定点数に加算する。

⑥ 連携強化加算（調剤基本料）の見直し

改 定 案

[施設基準]

四の二 連携強化加算の施設基準

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する「第二種協定指定医療機関」として都道府県知事の指定を受けた保険薬局であること。
- (2) 災害の発生時等において、他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されていること。
- (3) 情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。

四の三 調剤基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

当該保険薬局が特別調剤基本料Aを算定する場合の要件に係る保険医療機関であること。

【経過措置】

令和6年3月31日において現に調剤基本料の連携強化加算の施設基準に係る届出を行っている保険薬局については、令和6年12月31までの間に限り、第十五の四の二の(1)の基準を満たしているものとみなす。

現 行

[施設基準]

四の二 連携強化加算の施設基準

(新設)

他の保険薬局等との連携により非常時に
おける対応につき必要な体制が整備されて
いること。

(新設)

(新設)

※上記の改正に伴い、改正感染症法の第二種協定指定医療機関の指定要件を踏まえた算定要件について、特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）で下記の事項を規定予定。

- 新型インフルエンザ等感染症等の発生時において自宅療養者等に対する調剤、オンライン又は訪問による服薬指導、薬剤等の交付等に対応する体制
- 要指導医薬品・一般用医薬品、検査キット（体外診断用医薬品）の販売、○オンライン服薬指導を行うための必要な通信環境、セキュリティ対応等
- 以下の研修の実施

- ・第二種協定指定医療機関の締結時に求められる新興感染症等の発生時における自宅・宿泊療養患者への対応に係る研修
- ・災害発生時における対応に係る研修
- ・オンライン服薬指導実施要領に基づく、必要な知識を習得するための研修

- 地域の住民が薬局の体制を把握できるよう、災害や新興感染症発生時における対応体制の確保について、行政機関や薬剤師会を通じて公表・周知

⑦ 新興感染症等に対応した在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の見直し

第1 基本的な考え方	感染症に係る対応として、薬局が自宅・宿泊療養者等の患者に対して行う服薬指導・薬剤交付について、 新たな評価 を行う。
第2 具体的な内容	新興感染症等の自宅及び施設入所の患者に対して、医師の処方箋に基づき、薬剤師が訪問して薬剤交付・服薬指導した場合に在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1を算定 できることとする。

改 定 案

【在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料】

〔算定要件〕

注10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成10年法律第114号) 第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、同条第9項に規定する新感染症の発生時又はまん延時においては、注1の規定にかかわらず、当該感染症の患者であって、患家又は宿泊施設で療養を行っている者、介護医療院又は介護老人保健施設に入所する者、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所する者に対して交付された処方箋を受け付けた場合において、処方医の指示により、保険薬局の保険薬剤師が患家又は宿泊施設及び当該施設を緊急に訪問し、当該患者又はその家族等に対して対面に必要な薬学的管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合には、1を算定できる。ただし、情報通信機器を用いて必要な薬学的管理及び指導を行った場合には、在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料として、59点を算定する。

11 注10については、区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料、区分番号13の2に掲げるかかりつけ薬剤師指導料、区分番号13の3に掲げるかかりつけ薬剤師包括管理料は算定できない。

現 行

【在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料】

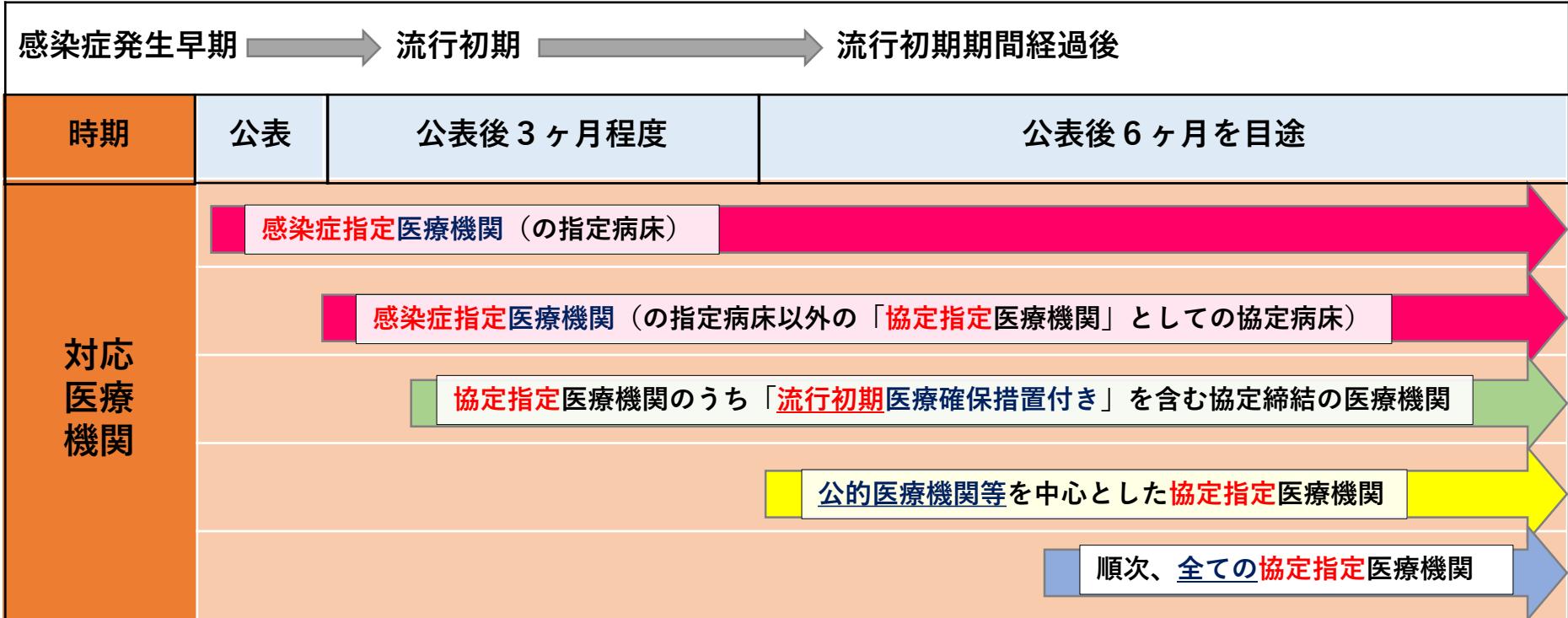
〔算定要件〕

(新設)

(新設)

項目	考え方・進め方など
協定締結の前提 (特性等)	■本協定で対応が求められる新興感染症の病毒性や感染力は、流行初期は2020年12月、流行初期期間経過後は2022年12月の新型コロナと同程度と想定する。
	■特性が前提と大きく異なる場合は、必要に応じて、協定の内容を見直し。
協定締結の 基本的な考え方	■協定は道と医療機関等の双方の合意に基づくものであり、協定の締結に当たっては、事前に協議を行い、協議時点において、各医療機関が実施可能な範囲で、合意した内容について締結。
協定締結医療 機関の公表	■感染症法等の規程に基づき、道で協定の内容を公表（ホームページ掲載等）。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関名、医療圏名・保健所名、協定内容（入院病床、発熱外来（検査）、自宅療養者等医療、後方支援、人材派遣）、第一種・第二種協定指定医療機関の指定状況
協定の変更・ 解除	■医療機関側の事情変更等による協定内容の見直しや解除の申し出があった場合は、双方で協議の上、柔軟に対応。
協定に基づく 措置の要請	■実際に感染拡大した場合の協定締結機関への対応要請は、関係団体等の御意見も伺いながら、当該医療機関と事前に協議を行い、医療機関ごとに要請内容や程度について調整。 ※地域の感染状況等に応じて、段階的に運用することも検討。
	■感染症の発生時には、まずは「感染症指定医療機関」に対応を要請。 ■必要に応じて、順次、医療提供体制を拡充。 <ul style="list-style-type: none"> ・「流行初期医療確保措置」協定の医療機関に対応を要請。 ・次に、「公的医療機関等」を中心とした、協定締結医療機関に対応を要請。 ・最後に、全ての「協定指定医療機関」に対応を要請。

新興感染症の発生時の入院医療提供のイメージ



【参考～新型コロナ感染症の対応状況】

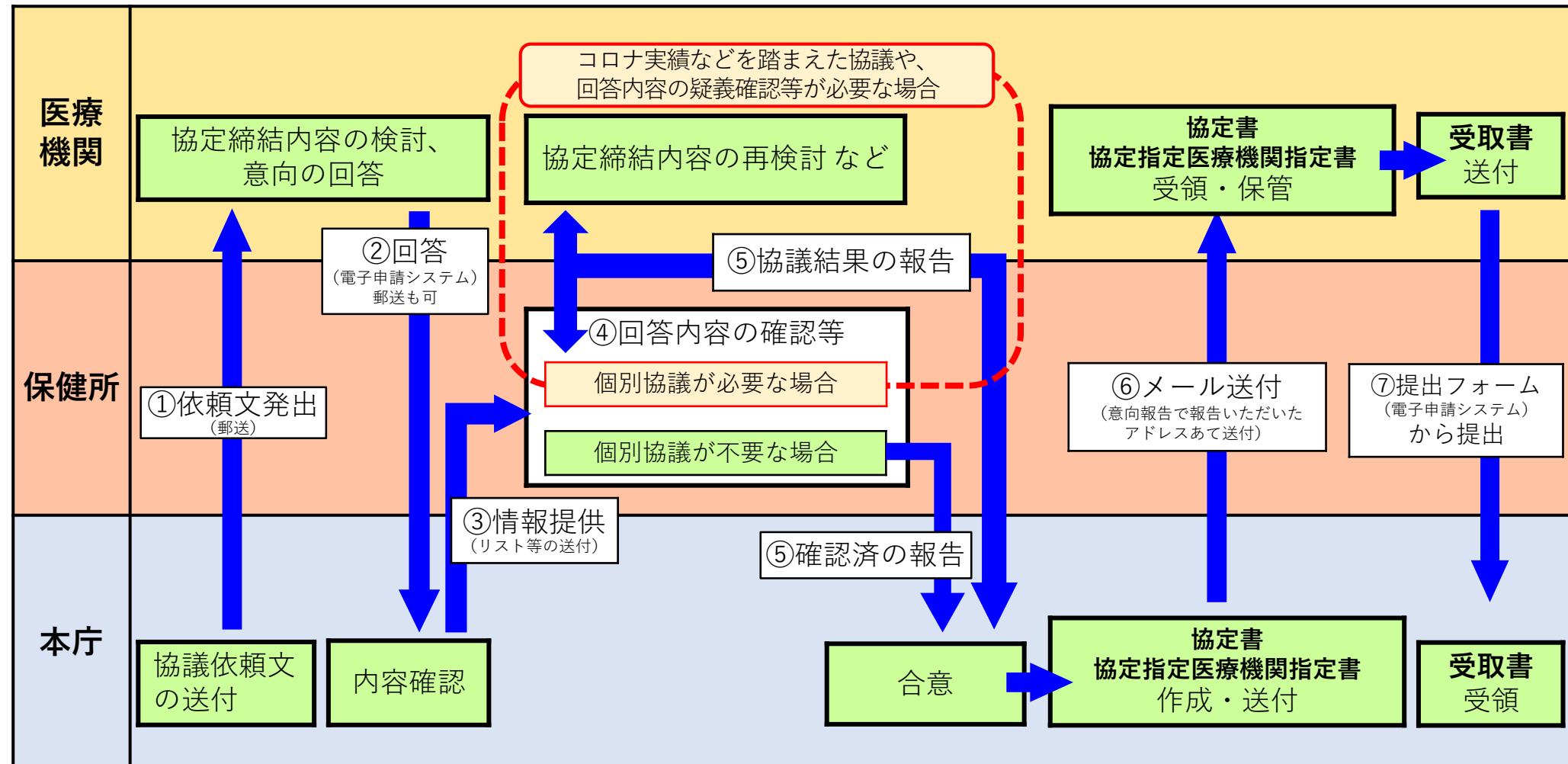
月 日 (令和2年)	1/28	3/30	8/1（公表 6か月後）	12/7（公表 10か月後）
療養者数 (入院者数)	道内 1例目 発生	39名（39名）	96名（58名）	2,261名（578名）
重症者数	—	6名	3名	24名
発生地域	札幌市	石狩 ほか4振興局	石狩 ほか5振興局	全道

医療機関等への協議依頼から協定締結までの事務の流れについて

【① 協議依頼（意向確認）
対象：全ての医療機関

【② 個別協議】
対象：保健所から連絡のあった一部の医療機関

【③ 協定書の送付・協定指定医療機関指定書の送付】
対象：協定締結する全ての医療機関
(指定書は協定指定医療機関に限る)



協議フォーム等の提出方法

【薬局の場合】

○協議フォームの提出方法

- ・北海道電子申請システムから回答フォームに直接入力の上、提出してください。
<URL><https://www.harp.lg.jp/aIzTftGR>

○上記による提出が困難な場合は、紙提出用の様式を郵送により提出してください。

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部感染対策局感染症対策課（医療体制班）

○基本情報

【基本情報】

○施設情報等について記載してください。記載の際は、以下の点にご留意ください。

- ・記載頂いた内容について、改めて協議を実施する場合があります。
- ・記載頂いた情報は、協定書の作成等に使用しますので、正確な情報の記載をお願いします。
- ・G-MIS IDについて、協議フォームの記載時点で国からIDが付与されていない場合、記載不要です。
- ・記載頂いたメールアドレスは、今後の協議や協定書の送付等にも使用しますので、業務等で確実に確認するメールアドレスを記載してください。

(1) 法人名 ※無ければ記載不要	
(2) 薬局名	
(3) 支店名 ※無ければ記載不要	
(4) 医療機関コード（7桁）	
(5) G-MIS ID ※無ければ記載不要	
(6) 医療機関の所在地	
(7) 医療機関の管理者氏名	
(8) 医療機関の管理者の肩書	
(9) 協定締結事務担当者氏名	
(10) 電話番号	
(11) メールアドレス	

1 協定締結の意向

【協定締結の意向確認】

1 協定締結の意向

○協定締結の意向の有無について選択してください。

- ・「有」を選択した場合、下記「2 自宅療養者等への医療の提供」～「5 協定締結に係る協議における連絡事項等」の各項目へ必要事項を記載してください。
- ・「無」を選択した場合、協定を締結しない理由を記載してください。（「2 発熱外来の実施」以降の設問は記載不要です。）

項目	意向の有無	
協定締結の意向	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
・協定締結の意向で「無」を選択した場合、その理由を記載してください。		

○協定締結の意向の有無について選択してください。

- ・「有」を選択した場合、「2 病床の確保」～「5 協定締結に係る協議における連絡事項等」の各項目へ入力願います。
- ・「無」を選択した場合、上記基本情報のみ入力し、所定の方法にて報告願います。

2 自宅療養者等への医療の提供

2 自宅療養者等への医療の提供

○協定締結に係る自宅療養者等への医療提供の意向がある場合、下記の各項目に記載してください。記載の際は、以下の点にご留意ください。

- ・協定の対象は、服薬指導と薬剤等の配送の両方に対応可能な場合となります。

※薬剤等の配送のみ可能、又は服薬指導は可能だが薬剤等の配送はできない場合、協定締結はできません。

- ・各項目において「かかりつけ患者のみ対応可能」の場合、「可能」を選択した上で右横の「かかりつけ患者のみ対応の場合□」部分にチェックを入れてください。

- ・健康観察のみでの協定締結はできません。

項目	訪問での服薬指導 及び薬剤等の配送		電話又はオンライン 服薬指導 及び薬剤等の配送		健康観察	
	※かかりつけ患者のみ 対応の場合 <input checked="" type="checkbox"/>		※かかりつけ患者のみ 対応の場合 <input type="checkbox"/>		※かかりつけ患者のみ 対応の場合 <input type="checkbox"/>	
自宅療養者への対応	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可
宿泊療養施設への対応	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可
高齢者施設への対応	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可
障がい者施設等への対応	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可
※協議書に「医療提供 が可能な距離、市区町 村、圏域等」の条件の 記載を希望する場合、 記載してください。	例) 事業所から3km以内、○○市内のみ、○○市と△△町、○○圏域全体 等					

○協定締結に係る自宅療養者等
への医療提供の意向がある場合、
下記の各項目に入力してください。

入力項目のうち、可能・不可と
あるものについては、いずれか
にチェックを入れてください。

※電話・オンライン診療につい
ては、どちらかのみ実施可能な
場合についても「可能」を選択
してください。

※健康観察のみでの協定締結は
できません。

3 個人防護具の備蓄

3 個人防護具の備蓄

○協定締結に係る個人防護具の備蓄を行う場合、下記の各項目に入力してください。入力の際は、以下の点にご留意ください。

- ・個人防護具の備蓄を行わない場合でも、協定締結の意向がある場合、「※新型コロナ対応時の平均的な2か月分の使用量」については入力願います。（使用実績が無い場合は0枚と入力してください。）
- ・備蓄（予定）量については、「新興感染症発生時に使用するための個人防護具を自施設で備蓄しておく量」を記載するものであり、現在の在庫量や、国や道へ配布を要請する枚数を記載するものではありません。
- ・入力の際は、例えば「1000～2000枚」や「相当数」等ではなく「2000枚」と入力頂くなど、具体的な数値で入力してください。
- ・備蓄（予定）量については、施設における使用量2か月分以上相当量が推奨されています。

項目	個人防護具の備蓄（予定）量	※新型コロナ対応時の平均的な2か月分の使用量
サービカルマスク	枚	枚
N95マスク ※DS2マスクでの代替可	枚	枚
アイソレーションガウン ※プラスチックガウンを含む	枚	枚
フェイスシールド ※再利用可能なゴーグルでの代替可	枚	枚
非滅菌手袋 ※片手分を1枚とする	枚	枚
備蓄量は施設における使用量の何ヶ月分に相当しますか	か月分	

○協定締結に係る個人防護具備蓄の意向がある場合、下記の各項目に入力してください。

※記載する備蓄量について、あくまで新興感染症発生時に使用するための個人防護具を自施設で備蓄しておく量を記載するものであり、現在の在庫量や、国や道へ配布を要請する枚数を記載するものではありません。

※備蓄量については、施設における使用量2か月分以上を備蓄することが推奨されています。

※薬局については、対象物資は任意とします。

4 第二種協定指定医療機関の指定

4 第二種協定指定医療機関の指定

○第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の指定について、下記の各項目を選択してください。選択の際は、以下の点にご留意ください。

- ・道の指定に当たっては、感染症法上、開設者の同意が必要であるため、開設者のご意向によりご回答くださるようお願いします。
- ・指定を受けるための医療機関の基準（以下「指定基準」という。）については下記※欄をご覧ください。
- ・開設者の同意がある場合でも、指定基準を満たしていない場合、指定を受けることはできません。

※指定を受けた医療機関が行う感染症医療は公費負担医療の対象となります。

項目	選択	
第二種協定指定医療機関の指定に係る指定基準及び開設者の同意	①開設者の同意があるか	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	②指定基準を満たしているか	<input type="checkbox"/> 満たしている <input type="checkbox"/> 満たしていない

※指定基準（概要）について

- 自宅療養者等への医療の提供に係る医療措置協定を締結予定の医療機関（第二種協定指定医療機関）
- 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能
- 新興感染症の発生時において、北海道知事の要請を受け、「自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等における療養者に対する医療」として調剤等を行う体制が整っている。

○指定基準については、「※指定基準（概要）欄」を御覧いただき、基準を満たしているかを御確認願います。

※道より第二種協定締結医療機関の指定を受けた場合、新興感染症発生時の在宅医療の実施は、公費負担医療の対象となります。

5 協定締結に係る協議における連絡事項等

5 協定締結に係る協議における連絡事項等

○協定の締結に係る協議の実施に当たり、連絡事項等がある場合、記載してください。特に無い場合、記載は不要です。

連絡事項等

本件に関する各種資料、お問い合わせ先など

○医療措置協定に係る資料について、道のホームページに掲載しておりますので、御参照願います。
<URL><https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kyotei.html>

- ①医療措置協定書の解説
- ②事前調査結果関係Q & A
- ③医療措置協定の協議Q & A
- ④医療措置協定事務要綱
- ⑤（国資料）「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について
- ⑥（国資料）都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成の手引き

○お問い合わせについては、可能な限り、「問い合わせフォーム」からお問い合わせください。
いただいた、共通事項に係る御質問はQ & A形式でホームページに掲載させていただきます。

問い合わせフォーム : <URL><https://www.harp.lg.jp/s7HwIS2j>

- ・お問い合わせ先 北海道保健福祉部感染対策局感染症対策課（医療体制班）
電話 011-206-0146、011-206-0192

おわりに

医療措置協定の締結に係る説明は以上となります。

ご多用の中大変恐縮ですが、本協定の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

協議フォームは令和6年4月30日（火）までの回答に御協力ください。

長時間にわたり説明動画を視聴いただきまして、ありがとうございました。